

青森県報

第三千三百四十六号

平成二十三年

二月二日

(水曜日)

目次

告 示

産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請	一
救急病院及び救急診療所の設置	二
保安林の指定解除	三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	三
都市計画の変更案の縦覧	四
同	四
同	四
同	五
同	五
同	六
同	六
同	七
同	七
同	七
同	七
同	八
同	八
同	八
同	九
同	九
同	九

出先機関

(環境政策課)	一
(医療業務課)	二
(林政課)	三
(県民生活)	三
(文化課)	三
(都市計画課)	四
同	四
同	五
同	五
同	六
同	六
同	七
同	七
同	七
同	八
同	八
同	八
同	九
同	九
同	九

告 示

土地改良区の定款変更の認可

(三八地域) 県民局 一〇

青森県告示第九十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 名称 株式会社青森クリーン
 - 2 住所 むつ市大字奥内字二又二一
 - 3 代表者の氏名 代表取締役 春 好光
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所 むつ市大字奥内字二又山一の一
- 三 産業廃棄物処理施設の種類 産業廃棄物の最終処分場(管理型)
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、家畜ふん尿、ばいじん、政令第二条第十三号廃棄物、廃石綿等(これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物を含む)

五 申請年月日

平成二十三年一月十二日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

下北地域県民局地域連携部むつ環境管理事務所
むつ市役所民生部環境政策課

2 期間

平成二十三年二月二日から同年三月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更にし利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年三月十五日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第九十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限	診療所の別
青森県立中央病院	青森市東造道二丁目の一	平成二十六年一月三十一日	救急病院
社団法人慈恵会青森慈恵会病院	青森市大字安田字近野一四六の一	"	"
財団法人双仁会青森厚生病院	青森市大字新城字山田四八八の一	"	"
医療法人近藤病院	青森市松原三丁目一三の二	"	"
佐藤病院	青森市青柳二丁目の一	"	"
平内町国民健康保険平内中央病院	東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢一の一	"	"
神外科胃腸科医院	青森市本町三丁目二の一	"	救急診療所
弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	"	救急病院
財団法人秀芳園弘前中央病院	弘前市大字吉野町三の一	"	"
津軽保健生活協同組合健生病院	弘前市大字野田二丁目二の一	"	"
弘前メディカルセンター	弘前市大字大町二丁目二の九	"	"
弘愛会病院	弘前市大字宮川三丁目一の四	"	"
医療法人元秀会弘前小野病院	弘前市大字和泉二丁目一の九	"	"
国民健康保険板柳中央病院	北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井七四の二	"	"
黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目七〇	"	"

財団法人黎明郷 リハビリテーション ン病院	ときわ会病院	町立大鰐病院	八戸市立市民病 院	八戸赤十字病院	八戸城北病院	国民健康保険五 戸総合病院	医療法人白生会 胃腸病院	鰻ヶ沢町立中央 病院	国民健康保険鶴 田町立中央病院	公立野辺地病院	公立七戸病院	六戸町国民健康 保険病院	むつ総合病院	国民健康保険大 間病院
〇平川市碓ヶ関湯向川添三	南津軽郡藤崎町大字榊字 亀田二の一	南津軽郡大鰐町大字蔵館 字川原田四〇の四	八戸市大字田向字毘沙門 平一	八戸市大字田面木字中明 戸二	八戸市石堂二丁目一四の 一四	三戸郡五戸町字沢向一七 の三	五所川原市字中平井町一 四二の一	西津軽郡鰻ヶ沢町大字舞 戸町字蒲生一〇の一	北津軽郡鶴田町大字鶴田 字鷹ノ尾三四	上北郡野辺地町字鳴沢九 の一	上北郡七戸町字影津内九 八の一	上北郡六戸町大字犬落瀬 字後田四二の一	むつ市小川町一丁目二の 八	下北郡大間町大字大間字 大間平二〇の七八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

青森県告示第九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項におい

て準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字関字豊田九二・九三の一・九三の二・九四の三・一八三の七
八・一八三の七九・一八三の三八四・一八三の四二四・一八三の四二七（以上九筆
について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備
え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証
の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Misawa Access Publications

三 代表者の氏名

水尻 良

四 主たる事務所の所在地

三沢市岡三沢八丁目六四の四

五 定款に記載された目的

この法人は、三沢市及び近隣市町村に対して、情報発信、社会教育の推進、子どもの健全育成等の事業を行い、地域の創造及び国際親善に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十三年一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人プラットフォームあおもり

三 代表者の氏名

米田 大吉

四 主たる事務所の所在地

青森市大字浅虫字蛸谷六五の五二

五 定款に記載された目的

この法人は、ひとりでも多くの青森県民が望ましい働き方ができるように、1社でも多くの企業が安定して雇用を継続しうる経営ができるように、企業経営支援とナレッジの共有、そして働く人の自立を支えるキャリア支援を、年度を越えて一元・継続的に行うためのプラットフォームとしての役割を果たすことを目的とする。

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市

計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

青森都市計画区域における道路に関する都市計画（一・三・一号諏訪沢三内線ほか十八路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

青森市港町二丁目、柳川二丁目、柳川二丁目、篠田二丁目、篠田三丁目、沖館一丁目、沖館三丁目、沖館四丁目、沖館五丁目、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、青柳一丁目、奥野三丁目、奥野四丁目、浪館前田三丁目、合浦二丁目、造道二丁目、造道三丁目、大字浜田字豊田、大字荒川字成瀬、大字石江字岡部、大字野尻字今田、大字横内字神田、字亀井、大字野内字鈴森、字浦島、字菊川、大字油川字岡田、字千刈、字柳川、字浪返、字大浜、字浪岸、字船岡、字中道、字実法、大字西田沢字浜田、大字馬屋尻字小金沢、大字宮田字玉水、大字新城字山田、字福田、字天田内、大字岡町字舟岡、字松本、字藤戸、大字羽白字野木和、字池上、字富田、字沢田、大字浅虫字蛸谷、字山下、大字浪館字平岡、字近野及び大字安田字近野の各一部

2 追加される土地の区域

青森市奥野二丁目、奥野三丁目、奥野四丁目、筒井一丁目、桜川六丁目、造道三丁目及び大字石江字岡部の各一部

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成二十三年二月三日から同月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、浪岡都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり浪岡都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

浪岡都市計画区域における道路に関する都市計画（三・四・二号若松沖港線ほか四路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

青森市浪岡大字浪岡字若松、字稲村、字平野、字川合、字細田、字浅井、字松嶋、字佐野、大字女鹿沢字西早稲田、字東早稲田、大字北中野字天王、字下嶋田、大字杉沢字井ノ上、字井ノ下、大字五本松字平野及び字野脇の各一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成二十三年二月三日から同月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域

都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画（三・三・二号山道町撫牛子線ほか三十五路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

弘前市大字富士見町、大字富田二丁目、大字富田三丁目、大字紙漣町、大字住吉町、大字吉野町、大字山道町、大字福田字花岡、大字福村字下川原、大字西城北二丁目、大字東城北三丁目、大字向外瀬一丁目、大字和徳町、大字東和徳町、大字俵元一丁目、大字俵元二丁目、大字松ヶ枝三丁目、大字松ヶ枝四丁目、大字松ヶ枝五丁目、大字城東北一丁目、大字稲田二丁目、大字城東中央二丁目、大字城東二丁目、大字城東三丁目、大字城東四丁目、大字城東五丁目、大字小比内三丁目、大字小比内五丁目、大字川先一丁目、大字川先二丁目、大字扇町三丁目、平川市猿賀南田、猿賀南野、猿賀浅井、中佐渡南田、新屋町上沢田、新屋町松久、新屋町松下、新屋町北鶉野、南田中北林元、南田中西林元、南田中東林元、南田中北原、南田中西原、南田中村内、金屋下松元、金屋中松元、金屋上松元、金屋下早稲田、金屋中早稲田、原上原、原大野、尾上栄松、高木原富、李平下安原、李平上安原、南津軽郡藤崎町大字藤崎字村元、字横松、字武元、字若前、字西村井、字館岡、字銅屋森、字下袋、字一本柳、字中村井、大字葛野字新岡元、字前田、字岡元、同郡大鰐町大字大鰐字大鰐、字前田、字下牡丹森、字上牡丹森、大字蔵館字村岡、字川原田、字山下、字道添、大字虹貝字清川、同郡田舎館村大字田舎館字中辻、字東田、大字畑中字上野、字観妙寺、字樋口、及び大字八反田字古館の各一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、弘前市都市整備部都市計画課、平川市建設部都市計画課、藤崎町建設課、大鰐町建設課、田舎館村建設課

四 縦覧期間

平成二十三年二月三日から同月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、むつ都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおりむつ都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

むつ都市計画区域における道路に関する都市計画（三・三・二号下北臨港一号線ほか九路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

むつ市港町、真砂町、若松町、仲町、中央二丁目、旭町、大平町、大湊新町、大湊浜町、大曲二丁目、南赤川町、赤川町、南町、下北町、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目、柳町四丁目、小川町二丁目、金曲二丁目、新町、緑町、大字田名部字落野沢、字女館、字道向、字槌川目、字寺崎ノ内北女館及び大字大平字落野沢の各一部

2 追加される土地の区域

むつ市下北町及び緑町の各一部

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、むつ市建設部都市建築課

四 縦覧期間

平成二十三年二月三日から同月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、七戸都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり七戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

七戸都市計画区域における道路に関する都市計画（三・三・一号北野大沢線ほか七路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

上北郡七戸町字館野、字天神林、字向田、字東上川原、字七戸、字町、字貝ノ口、字天王、字蛇坂、字十役野、字上町野、字寺裏、字影津内、字倉越、字倉前、字西上川原、字後川原、字前川原、字上ノ山、字海内、字東槻木、字笹田川久保、字笹田及び字太田野の各一部

2 追加される土地の区域

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、七戸町建設課

四 縦覧期間

平成二十三年二月三日から同月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成二十三年二月三日から同月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、浪岡都市

計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成二十三年二月三日から同月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、黒石都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり黒石都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

黒石都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、黒石市建設部建設課

四 縦覧期間

平成二十三年二月三日から同月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、三沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり三沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

三沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、三沢市建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成二十三年二月三日から同月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、むつ都市計画区域及び大畑都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおりむつ都市計画区域及び大畑都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

むつ都市計画区域及び大畑都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、むつ市建設部都市建築課

四 縦覧期間

平成二十三年二月三日から同月十六日まで
縦覧時間
午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、七戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり七戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。
なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

七戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、七戸町建設課

四 縦覧期間

平成二十三年二月三日から同月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市

計画臨港地区に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画臨港地区に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

青森都市計画臨港地区に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

青森市大字油川字柳川地先、字千刈地先、字岡田地先、沖館二丁目地先、安方二丁目地先、本町三丁目地先、造道一丁目地先、大字野内字菊川地先及び大字浅虫字蛸谷地先

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成二十三年二月三日から同月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、三沢都市計画区域岡三沢地区土地区画整理事業に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり三沢都市計画区域岡三沢地区土地区画整理事業に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

三沢都市計画区域岡三沢地区土地区画整理事業に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

三沢市東岡三沢二丁目、三丁目各全部及び大字三沢字下久保、字南山、字堀

口の各一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、三沢市建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成二十三年二月三日から同月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三戸土地改良区の定款の変更を平成二十三年一月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年二月二日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭